破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３４号

秋田市牛島南１丁目13番３号　ファミールＫＡＴＯＨ102号

債務者　富樫　和美（旧姓金澤・弓場）

1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三浦　広久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７７号

埼玉県行田市大字小針2973番地２、旧住所埼玉県富士見市上沢１丁目13番26号

債務者　門井　　功

1　決定年月日時　平成25年10月７日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安田　孝一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後２時

5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２９５号

高知市一宮東町２丁目27番４号

債務者　田邊　裕智

1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　金子　　努

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８０１号

横浜市青葉区元石川町7421番地

債務者　佐藤みどり

1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　保科　　綾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前11時50分

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０２号

横浜市青葉区成合町442番地１　東周興業内

債務者　佐藤　周二

1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　保科　　綾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前11時50分

5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８５号

函館市湯浜町８番13号　下宿ほおずき

債務者　葛西　秀則

1　決定年月日時　平成25年10月７日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡邉　圭太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７２号

北海道旭川市末広２条４丁目１―11　ティンバーヴィレッジＢ103号室、住民票上の住所北海道上川郡当麻町３条東２丁目８番３号

債務者　藤本　正恵

1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後２時

5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号

福島県郡山市熱海町熱海６丁目65番地　市営住宅１－４－１－18

債務者　佐藤　祐子

1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山内　崇史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時

5　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係